

船舶事故調査報告書

平成31年4月17日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	平成30年11月21日 04時05分ごろ
発生場所	宮城県気仙沼市気仙沼湾大島瀬戸 上段灯台から真方位068° 1,430m付近 (概位 北緯38° 53.1′ 東経141° 37.2′)
事故の概要	漁船第六新興丸は、西南西進中、浅所に乗り揚げた。
事故調査の経過	平成30年11月22日、主管調査官（仙台事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 第六新興丸、132トン
船舶番号、船舶所有者等	132217、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、五級（航海）
負傷者	なし
損傷	船底外板に擦過傷
気象・海象	気象：天気 晴れ、風 なし、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の中央期
事故の経過	<p>本船は、船長ほか11人が乗り組み、船長が、大島瀬戸北側の‘養殖施設に沿って設置されている多数のブイ’（以下「本件ブイ」という。）をサーチライトで甲板員に照射させ、本件ブイとの距離を見ながら、同瀬戸を西南西進していた。</p> <p>本船は、船長が、ふだんより本件ブイからの距離が離れているように見えたものの、慣れた海域であったので、可航水域を示す線が表示されたレーダーを見ずに航行を続けたところ、浅所に乗り揚げた。</p> <p>本船の喫水は、船首約1.8m、船尾約3.8mであった。</p>
分析	本船は、西南西進中、船長が、大島瀬戸北側の本件ブイからの距離が離れているように見えたものの、船位の確認を適切に行わずに航行を続けたことから、浅所に接近していることに気付かず、浅所に乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、夜間、本船が、西南西進中、船長が、大島瀬戸北側の本件ブイからの距離が離れているように見えたものの、船位の確認を適切に行わずに航行を続けたため、浅所に接近していることに気付かず、浅所に乗り揚げたものと考えられる。
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・慣れた海域であっても、レーダー、GPSプロッター等の航海計器を適切に使用して船位の確認を行うこと。